

法務・検察行政刷新会議第7回用意見要旨
後藤昭 2020年11月12日

運用としての弁護士立会いについて

1. 前回の議論で判ったこと

前回会義の質疑で、以下のことが判った。

①検察庁として、被疑者取調べに弁護人を立ち合わせないという方針を決定したことはない。

②弁護人を立ち合わせるかどうかは、担当検察官の裁量的判断に任されているというのが、法務省の理解である。

③この検察官の裁量について、基準あるいは指針を示したものはない。

他方で、検察官による被疑者取調べに弁護人が立ち会った事例は誰も挙げるできない。その実例はおそらく皆無か、それに近いと推測できる。

2. 経験の大事さ

そうすると、日本では、検察官も弁護人も、弁護人が立ち会った被疑者取調べをまだ経験したことがない。その状態で制度化を議論すると、主張が観念的になり、膠着状態に陥ってしまう。これを打開して議論を前に進めるためには、少しずつでも試しに行ってみることが、重要である。その試行の経験に基づいて、制度化の可否と内容を議論すれば、より建設的な議論になるであろう。

振り返ると、取調べの録音・録画に対しても、初め捜査官たちは、取調べの妨げになると考えて強く反対した。しかし、試しに録音・録画をしてみると、心配したような事態にはならず、むしろ捜査官にとっても有益であることが判った。そのため次第に抵抗は弱まって、2016年の法改正による制度化に至った。現在検察官たちは、法律上の義務の範囲を超えて、積極的に録音・録画をするようになっている。弁護士立会いについても、同じような経過をたどる可能性は高い。

3. 試行を実現するために

しかし、担当検察官の裁量に任せられるという法務省の公式見解にも拘わらず、これまで試行的にも立ち会わせてはいない。それは、現場の検察官たちが、「取調べに弁護人を立ち会わせてはいけない」という不文律を感じているからであろう。検察官の立場では、裁量の指針もない状態で、自分が初めて弁護人の立会いを許すことには、大きな勇気が要るだろうと想像できる。試行を実現するためには、検察官たちをこのような不文律の縛りから解放することが必要である。そのために、検事総長から全検察官に対して、取調べに弁護人の立会いを許す場合に、配慮すべき点を示す通知を発することが適切ではないか。刷新会議の意見としてこのような提言ができれば、運用を前進させる力になるであろう。